自由化団地のお客様向け説明文書(ガス事業法第14条)の一例

（一社）日本コミュニティーガス協会

＜裏面の文書利用上の注意＞

＊　裏面の書面は、協会作成の「ガス小売供給約款(一例)2017年12月5日HP掲載」を使用している会員事業者が上限バンドを廃止する際に、自由化団地のお客様に対する説明・書面交付(ガス事業法第14条)を行う場合の参考とするため作成した「一例」です。

＊　裏面の書面は、供給条件に変更があった場合に、その変更事項のみを説明することを小売供給約款等においてお客様から承諾を得ていることを前提に作成しています。

＊　各事業者におかれては、法令・ガイドラインをご確認いただき、自らの責任において適切に説明・書面の交付を実施されるようお願いいたします。

＊　Ａ４用紙に納めるため、レイアウトを圧縮して作成しています。利用する場合には、お客様が読み易いように修正願います。

書面の交付・説明を「情報通信の技術を利用する」ことをお客様が承諾されている場合の一例

以下の「一例」も作成しましたが、ホームページ等が充実している、検針票にホームページ等を確認するよう分かりやすく明記する（太字にする、色を変える）など、お客様に認識していただく工夫が必要です。

○○団地のお客様へ

ガス小売供給約款の一部改定について

××××株式会社

　２０１７年４月のガス事業法改正により（ or ××××年××月の経過措置料金指定の解除により）当団地は自由料金団地となっていますが、今日まで料金表を変更することなく（消費税改定を除く）皆様にＬＰガスを供給してまいりました。しかしながら皆様もご存じのとおり、このところＬＰガスの輸入価格が高騰しており弊社としてもこれに対応するため、××××年××月検針分より、「単位料金の調整(\*1)」に使用する「平均原料価格(\*2)」の上限値を撤廃することと致しました。具体的な「ガス小売供給約款」の改定内容は×月×日から弊社ホームページに掲示（または、この電子メールに添付）しますので、ご確認願います。

この改定を行っても平均原料価格が××,×××円を超えない限り、原料費調整後のガス料金は従来と変わりません。皆様には事情ご賢察のうえ、本改訂をご承諾いただきたく、よろしくお願い致します。

＊１「単位料金の調整」及び　＊２「平均原料価格」　＝ガス小売供給約款「23．単位料金の調整」をご確認ください。

**ご質問等ございましたら下記担当までご連絡ください。**

**今回の変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。**

**またご承諾いただけない場合には、××月××日までに下記担当までご連絡ください。**

以上

【ガス小売供給約款の一部改訂について】

一例

＜ご挨拶の一文＞

　２０１７年４月のガス事業法改正により（ or ××××年××月の経過措置料金指定の解除により）当団地は自由料金となっていますが、今日まで料金表を変更することなく（消費税改定を除く）皆様にＬＰガスを供給してまいりました。しかしながら皆様もご存じのとおり、このところＬＰガスの輸入価格が高騰しており弊社としてもこれに対応するため、××××年××月検針分より、「単位料金の調整(\*1)」に使用する「平均原料価格(\*2)」の上限値を撤廃することと致しました。具体的な「ガス小売供給約款」の改定内容は下記のとおりです。この改定を行っても平均原料価格が××,×××円を超えない限り、原料費調整後のガス料金は従来と変わりません。皆様には事情ご賢察のうえ、本改訂をご承諾いただきたく、よろしくお願いいたします。

＊1「単位料金の調整」及び　＊２「平均原料価格」　＝ガス小売供給約款「23．単位料金の調整」をご確認ください。

**ご質問等ございましたら下記担当までご連絡ください。**

**今回の変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。**

**またご承諾いただけない場合には、××月××日までに下記担当までご連絡ください。**

【改定するガス小売供給約款の定め】

＜改定前＞

23.単位料金の調整

(1)　～略～

(2)　⑴の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

　①　～略～

②　平均原料価格（トン当たり）

　　　別表第３-１の２⑵に定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパン平均価格（～略～）を平均原料価格といたします。**ただし、その金額が　　，　　円以上となった場合は、　　，　　円といたします。**

なお、平均原料価格は、当社の本社及び営業所等に掲示し、又はホームページ等に掲載いたします。

③　～略～

＜改定後＞　上記(2)②の**下線部**を削除いたします。

23.単位料金の調整

(1)　～略～

(2)　⑴の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

　①　～略～

②　平均原料価格（トン当たり）

　　　別表第３-１の２⑵に定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパン平均価格（～略～）を平均原料価格といたします。

なお、平均原料価格は、当社の本社及び営業所等に掲示し、又はホームページ等に掲載いたします。

③　～略～

（小売登録番号　Ｘ1234）**ほのまるガス株式会社**

東京都港区芝大門１－１－３０

【窓口・担当 】業務部（鈴木・篠宮）☎　03-5405-2215

【受　付　時　間】09：00～18：00（土・日・祝祭日を除く）